

現 行	令和6年度改正	備 考
<p data-bbox="296 556 1172 787">北 陸 地 方 整 備 局 設計及び解析業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="534 1575 920 1648"><u>令和5</u>年4月</p> <p data-bbox="994 1879 1350 1921">最終改正 <u>令和5</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1543 556 2418 787">北 陸 地 方 整 備 局 設計及び解析業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="1795 1575 2181 1648"><u>令和6</u>年4月</p> <p data-bbox="2226 1879 2582 1921">最終改正 <u>令和6</u>年4月1日</p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・<u>令和5年</u>3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・<u>令和5年</u>3月）」に基づくものとする。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果物の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・<u>令和5年</u>3月）」に基づくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>36. 「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・<u>令和6年</u>3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・<u>令和6年</u>3月）」に基づくものとする。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果物の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・<u>令和6年</u>3月）」に基づくものとする。</p>	

設計及び解析業務委託共通仕様書 新旧対照表

現 行				令和6年度改正				備 考
(参考) 主要技術基準及び参考図書				(参考) 主要技術基準及び参考図書				
R5.3 現在				R6.3 現在				
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
[1]共 通				[1]共 通				
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2	2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2	
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11	
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版	
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R5.3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R6.3	
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9	
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3	7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3	
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2	8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2	
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R3.3	10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R6.3	
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3	11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3	
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10	13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10	
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3	14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3	
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4	15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4	
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3	16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3	
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3	17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3	
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3	18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3	
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11	19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11	
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5	20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5	
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5	21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5	
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R2.3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3	
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R3.3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3	
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3	24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3	
25	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	25	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	
26	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10	26	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10	

設計及び解析業務委託共通仕様書 新旧対照表

現 行				令和6年度改正				備 考
R5.3 現在				R5.3 現在				
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
27	2013 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10	27	2013 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10	
28	2018 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	H30.10	28	2018 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	H30.10	
29	2018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	29	2018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	
30	2017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	30	2017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	
31	2012 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	31	2012 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2.3	32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6.3	
33	CAD製図基準	国土交通省	H29.3	33	CAD製図基準	国土交通省	H29.3	
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3	34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3	
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3	35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3	
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	
38	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	38	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
39	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	39	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
40	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	40	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	
43	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7	43	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7	
44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12	44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12	
45	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	45	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第2編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第1章 河川環境調査</p> <p>第2121条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 河川調査・計画</p> <p>第2221条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 河川構造物設計</p> <p>第2323条 成果物</p> <p>受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第1章 河川環境調査</p> <p>第2121条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 河川調査・計画</p> <p>第2221条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 河川構造物設計</p> <p>第2323条 成果物</p> <p>受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第3136条 成果物

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第4111条 成果物

受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

第2章 砂防調査・計画

第4212条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第3136条 成果物

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。

なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第4111条 成果物

受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。

なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

第2章 砂防調査・計画

第4212条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。

なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>第4312条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>第4319条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p>第4312条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p>第4319条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4410条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4510条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第4609条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4410条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4510条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第4609条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第5編 ダム編</p> <p style="text-align: center;">第1章 ダム環境調査</p> <p>第5120条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 ダム治水利水計画</p> <p>第5208条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)</p> <p>第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5314条 物理探査</p>	<p style="text-align: center;">第5編 ダム編</p> <p style="text-align: center;">第1章 ダム環境調査</p> <p>第5120条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p><u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 ダム治水利水計画</p> <p>第5208条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p><u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)</p> <p>第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5314条 物理探査</p>	

設計及び解析業務委託共通仕様書 新旧対照表

現 行	令和6年度改正	備 考
<p>第5316条 ルジオンテストおよび考察 第5318条 横坑観察 第5320条 岩盤直接せん断試験 第5321条 岩盤変形試験 第5322条 孔内観察 第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000) 第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000) 第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2,500) 第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500) 第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500) 第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000) 第5331条 ダムサイト地質考察 第5332条 堤体材料採取候補地地質考察 第5333条 貯水池周辺地質考察 第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) 第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) 第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000) 第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) 第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ 第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1)</p>	<p>第5316条 ルジオンテストおよび考察 第5318条 横坑観察 第5320条 岩盤直接せん断試験 第5321条 岩盤変形試験 第5322条 孔内観察 第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000) 第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000) 第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2,500) 第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500) 第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500) 第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000) 第5331条 ダムサイト地質考察 第5332条 堤体材料採取候補地地質考察 第5333条 貯水池周辺地質考察 第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) 第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) 第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000) 第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) 第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ 第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1)</p>	
<p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～3項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u> ※各条における、()書きの成果物については、変更なし。</p>	<p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～3項に従い作成し、<u>発注者に納品するものとする。</u> <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u> ※各条における、()書きの成果物については、変更なし。</p>	

設計及び解析業務委託共通仕様書 新旧対照表

現 行	令和6年度改正	備 考
<p>第 5342 条 成果物 受注者は、表 5. 3. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、<u>2 部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 ダム本体設計</p> <p>第 5410 条 成果物 受注者は、表 5. 4. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い<u>2 部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 ダム付帯施設設計</p> <p>第 5508 条 成果物 受注者は、表 5. 5. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、<u>2 部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第 5608 条 成果物 受注者は、表 5. 6. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、<u>2 部</u>を納品するものとする。</p>	<p>第 5342 条 成果物 受注者は、表 5. 3. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、<u>2 部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 ダム本体設計</p> <p>第 5410 条 成果物 受注者は、表 5. 4. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い<u>2 部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 ダム付帯施設設計</p> <p>第 5508 条 成果物 受注者は、表 5. 5. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、<u>2 部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第 5608 条 成果物 受注者は、表 5. 6. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、<u>2 部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第8章 その他</p> <p>第5812条 成果物 受注者は、表5.7.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>を納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第1章 道路環境調査</p> <p>第6109条 成果物 1. 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 交通現況調査</p> <p>第6215条 成果物 受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 その他</p> <p>第5812条 成果物 受注者は、表5.7.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第1章 道路環境調査</p> <p>第6109条 成果物 1. 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 交通現況調査</p> <p>第6215条 成果物 受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 道路網・路線計画</p> <p>第6305条 成果物 受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第6433条 成果物 受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 地下構造物設計</p> <p>第6517条 成果物 受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 道路網・路線計画</p> <p>第6305条 成果物 受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第6433条 成果物 受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 地下構造物設計</p> <p>第6517条 成果物 受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第6611条 成果物 受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 トンネル設計</p> <p>第6716条 成果物 受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする</p> <p style="text-align: center;">第8章 橋梁設計</p> <p>第6811条 成果物 受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 道路施設点検</p> <p>第6904条 成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第6611条 成果物 受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 トンネル設計</p> <p>第6716条 成果物 受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 橋梁設計</p> <p>第6811条 成果物 受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 道路施設点検</p> <p>第6904条 成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。 <u>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</u> <u>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</u></p>	